**沖縄科学技術大学院大学**

**基本方針・ルール・手続き**

理事長・学長決定

* 労働基準法
* 労働契約法
* 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律

**第37章：雇用の終了**

**37.1 基本方針**

退職に関する決定は、全て本学が定めた要件を満たすものでなければなりません。

**37.2 ルール**

**37.2.1 退職**

詳細は、[就業規則](https://groups.oist.jp/ja/hr-div/regulations-guidelines)第77条、第78条及び第85条並びに[非常勤職員就業規則](https://groups.oist.jp/ja/hr-div/regulations-guidelines)第64条、第65条及び第71条で定めます。

**37.2.2 定年及び有期雇用契約の上限年齢**

詳細は、就業規則第79条及び非常勤職員就業規則第66条で定めます。また、定年退職後の再雇用に関する規定は、就業規則第80条で定めます。

**37.2.3 解雇**

詳細は、就業規則第81条、第82条及び第83条並びに非常勤職員就業規[則](https://groups.oist.jp/ja/hr-div/%E8%A6%8F%E7%A8%8B%E3%83%BB%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3)第67条、第68条及び第69条で定めます。

**37.2.4 退職者の守秘義務**

詳細は、就業規則第84条及び非常勤職員就業規則第70条で定めます。

**37.3 責務**

**37.3.1 本学を退職する職員**

本学を退職する職員は、必要な書類を人事マネジメントセクションに、遅くとも退職日の1か月前までに提出しなければなりません。本学を退職する職員は、鍵、身分証明書、コンピューター、ソフトウェア、電話、その他本学の資産の全てを、その所属する課や直属の上長に返却しなければなりません。

**37.3.2 上長**

上長は、退職に関して、所定の手続きを踏まなければなりません。非自発的退職に関しては、措置を講ずる前に、事前に人事マネジメントセクション及び副学長（人事担当）とともに所定の審査を行わなければなりません。

**37.3.3 人事マネジメントセクション**

人事マネジメントセクションは、退職に関する関係法令及び本学のルール等の遵守の状況について確認する義務を負います。

**37.4 手続き**

**37.5 様式**

**37.6 連絡先**

**37.6.1 本方針の所管**

副学長（人事担当）

**37.6.2 その他連絡先**

人事マネジメントセクション

**37.7 定義**